

## 福祉用具貸出事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人養老町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する物品の有効活用を図り、地域福祉の向上に資することを目的に行う福祉用具等の貸出事業について必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 この事業の対象者は、町内に在住する介護保険認定者を除く者及びその他社会福祉法人養老町社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が認めた者とする。

### (貸出用具の種類)

第3条 この要綱により貸出す福祉用具の種類は車いすのみとする。

### (申請手続き)

第4条 福祉用具の貸出を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福祉用具貸出申請書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、本会へ提出しなければならない。

### (貸出期間)

第5条 貸出期間は、申請書に記載された期間又は、申請者から返却の申し出がなされるまでの期間とする。

### (利用料)

第6条 申請者は、福祉用具の貸出にあたり次に該当する利用料を負担するものとする。

10日間まで	100円
20日間まで	200円
1か月まで	300円

### (借受人の責務)

第7条 申請者は、福祉用具の使用について常に丁寧に扱い、破損しないように細心の注意を払うものとする。

- 2 申請者は、故意又は過失により福祉用具を破損し又は損失したときは、速やかに本会へ報告しなければならない。
- 3 前項の場合、会長は、その福祉用具の修繕、購入に要する費用の全部又は一部を申請者に負担させることができる。
- 4 申請者は、福祉用具を転貸又は譲渡してはならない。

(福祉用具の返還)

第8条 福祉用具等の利用者は、次の各号に該当する場合は、速やかに福祉用具を返還しなければならない。

- (1) 町外に転出するとき
- (2) 福祉用具等の利用を中止するとき

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、福祉用具貸出に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年10月1日から適用する。